

議案第 27 号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和 30 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 39 条第 2 項」の次に「及び第 39 条の 2 第 5 項」を加え、「市が」を削り、「徴収方法」の次に「並びに占用入札における占用料の額の最低額の下限の額」を加える。

第 2 条第 2 項中「乗じたもの」を「乗じて得た額」に改める。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（占用入札における占用料の額の最低額の下限の額）

第 5 条 法第 39 条の 2 第 5 項の条例で定める占用入札における占用料の額の最低額の下限の額は、別表占用料の欄に定める金額に、入札対象施設等（同条第 1 項に規定する入札対象施設等をいう。）の種類その他の事項を勘案して市長が定める月数を乗じて得た額とする。

2 市長は、前条各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用入札における占用料の額の最低額の下限の額を定めることができる。

別表中「（第2条関係）」を「（第2条、第5条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路法の一部改正に伴い、道路の占用入札における占用料の額の最低額の下
限の額を定めるため、この条例を制定するものである。